

会社法第 782 条第 1 項に規定する事前開示書類

(吸収分割に関する事前開示書類)

インヴァスト証券株式会社

2020 年 6 月 26 日

会社法第 782 条第 1 項に規定する事前開示書類 (吸収分割に関する事前開示書類)

東京都中央区東日本橋一丁目 5 番 6 号
インヴァスト証券株式会社
代表取締役社長 川路 猛

インヴァスト証券株式会社（以下「当社」といいます。）は、2020 年 1 月 31 日付で、岡三オンライン証券株式会社（以下「岡三オンライン証券」といいます。）との間で、当社の株式会社東京金融取引所（以下「東京金融取引所」といいます。）における取引所株価指数証拠金取引（くりっく株 365）の取引参加者としての事業（以下「本事業」といいます。）を岡三オンライン証券に承継する吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に係る吸収分割契約を締結いたしました。

本吸収分割について、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事前開示事項を以下のとおり開示いたします。

(1) 吸収分割契約の内容

別紙 1 に記載のとおりです。

(2) 本吸収分割の対価の相当性に関する事項

本吸収分割に際して、株式その他の金銭等の交付は行われません。

当社は、本事業の営業収益、同事業を継続するために必要な費用の観点、当社が事業承継を経ずに撤退を決定した場合の影響の観点から検討を行っております。

本事業の営業収益は、下記【分割する部門の経営成績】に記載のとおりであります。東京金融取引所における取引所株価指数証拠金取引（くりっく株 365）の新商品の追加に伴う設備投資など継続的な投資の発生が想定されております。

一方、当社が本事業を終了する場合は、お客様が保有されている建玉の決済を行う必要があるため、これを避けることを目的として、岡三オンライン証券との間で本吸収分割に係る諸条件の協議を行った結果、岡三オンライン証券に無償で承継させることといたしました。

【分割する部門の経営成績】

2019 年 3 月期（2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日）

	分割する 事業部門 (a)	2019 年 3 月期 実績 (b)	比 率 (a/b)
営 業 収 益（百 万 円）	14	4,595	0.3%

- (3) 岡三オンライン証券の最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙 2 に記載のとおりです。
- (4) 岡三オンライン証券において、最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (5) 岡三オンライン証券において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。
- (6) 当社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。
- (7) 効力発生日以後における当社の債務及び岡三オンライン証券の債務（当社が本吸収分割により岡三オンライン証券に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項
a) 当社について
2020 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は 107,903 百万円、負債の額は 97,053 百万円、純資産の額は 10,849 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。
本吸収分割により、当社が岡三オンライン証券に対して移転する資産の額は 2 百万円、負債の額は 2 百万円となる見込みです（なお、当該資産・負債の額は 2020 年 3 月 31 日現在の額であり、実際に分割される資産・負債の額は、上記金額に本吸収分割の効力発生日までの増減を加減したうえで決定されます。また、顧客から受け入れた証拠金及び未実現損益において東京金融取引所に直接預託された額は資産・負債を相殺しており、上記の資産・負債の表示に含まれておりません。）。
また、本吸収分割の効力発生日までに当社の資産・負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本吸収分割後における当社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、ならびに、当社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、当社の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

b) 岡三オンライン証券について

2020 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は 52,838 百万円、負債の額は 48,930 百万円、純資産の額は 3,907 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

上記 a) で述べたとおり、本吸収分割により、当社が岡三オンライン証券に対して移転する資産の額は 2 百万円、負債の額は 2 百万円となる見込みです。

また、本吸収分割の効力発生日までに岡三オンライン証券の資産・負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本吸収分割後における岡三オンライン証券の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、ならびに、岡三オンライン証券の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、岡三オンライン証券の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

以上



吸収分割契約書

インヴァスト証券株式会社（以下「甲」という。）と岡三オンライン証券株式会社（以下「乙」という。）は、第2条において定義する本事業に関して有する権利義務の一部を、甲が乙に承継させる吸収分割（以下「本分割」という。）を行うことに関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（商号および住所）

本分割における吸収分割会社および吸収分割承継会社の商号および本店の所在地は、次の各号に定めるとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商 号： インヴァスト証券株式会社

本店所在地： 東京都港区西新橋一丁目6番21号

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商 号： 岡三オンライン証券株式会社

本店所在地： 東京都中央区銀座三丁目9番7号

第2条（吸収分割）

甲は、本契約に従い、会社法第2条第29号に定める吸収分割の方法により、効力発生日（第6条に定める。以下同じ。）において、甲の株式会社東京金融取引所（以下「東京金融取引所」という。）における取引所株価指数証拠金取引（くりっく株365）の取引参加者としての事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務の一部を、乙に承継させ、乙は甲からこれを承継する。

第3条（本分割により承継する権利義務）

1. 甲が本分割により乙に承継させる資産、負債、契約その他の権利義務（以下「分割承継権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」のとおりとする。なお、分割承継権利義務のうち、本分割による権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可又は承諾を要するものについては、当該許認可又は承諾等の取得を条件とする。
2. 乙が本分割により前項の定めに従って甲から承継する債務は、乙が免責的にこれを引き受ける。
3. 甲と乙は、本分割により、本事業に従事する甲の従業員との間の労務契約関係（雇用契約、委任契約を含むが、その契約の種類を問わない。）及び甲が本事業のために保有又は利用するシステムに係る契約関係を、乙が甲から承継しないことを確認する。
4. 甲は、乙に対し、効力発生日から20営業日以内に、効力発生日の前日における甲の本事業に関する貸借対照表を提出する。

第4条（本分割に際して交付する金銭等）

乙は、本分割に際し、甲に対し、分割承継権利義務に代わる金銭等の交付は行わない。

第5条（吸収分割契約承認総会）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく、本分割を行う。但し、甲において、本分割に関して甲の株主総会決議による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、株主総会を開催して本契約の承認および本分割に必要なその他の事項に関する決議を得るものとする。
2. 乙は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく、本分割を行う。但し、乙において、会社法第796条第3項の規定により、本分割に関して乙の株主総会決議による承認が必要となった場合には、乙は、効力発生日の前日までに、株主総会を開催して本契約の承認および本分割に必要なその他の事項に関する決議を得るものとする。

第6条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2020年8月2日とする。但し、本分割の手續上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲と乙の合意によって、効力発生日を変更することができる。

第7条（善管注意義務等）

甲は、本契約締結後、効力発生日（前条但書に基づき甲と乙の合意により効力発生日を変更した場合には、変更された後の効力発生日。以下、同じ。）までの間、善良なる管理者の注意をもって、分割承継権利義務を管理しなければならない。甲は、分割承継権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ乙と協議の上、乙の承諾を得てこれを実行する。

第8条（本契約の変更および解除）

1. 本契約締結後、効力発生日までの間に、本事業若しくは分割承継権利義務に重大な変動が生じた場合、本分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、又は本分割の目的の達成が著しく困難となった場合は、甲と乙の合意によって、本分割の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。
2. 甲は、本契約締結後、効力発生日までの間に、本事業若しくは分割承継権利義務に重大な変動が生じた場合、本分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、又は本分割の目的の達成が著しく困難となった場合は、直ちに、乙に対してその旨を書面により通知するものとする。

第9条（本契約の効力）

本契約は、本分割に関して、効力発生日の前日までに、第5条第1項但書若しくは同条第2項但書に規定する株主総会の決議による本契約の承認が得られなかった場合、本契約の履行に必要な法的手續を完了しなかった場合、又は本分割に必要とされる関係官庁の承認等を得られなかった場合は、その効力を失う。

第10条（競業禁止義務）

甲は、甲と乙が別途合意した場合を除き、本分割の効力発生日から1年間は、本事業と同一の事業を行わないものとする。なお、本条で明示されたところを除き、甲は、法令（会社法第21条を含む。）によるか否かを問わず、競業禁止義務を負わないものとする。

第11条（賠償又は補償）

甲又は乙は、自らの責めに帰すべき事由により本分割の効力が発生しなかったとき、又は本契約に定める自らの義務に違反したときは、これによって相手方に生じた一切の損害および損失（逸失利益を含む）、並びに一切の費用を賠償又は補償するものとする。

第12条（準拠法および管轄）

本契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。本契約に関連する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項、解釈に疑義を生じた事項、その他本分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、決定する。

本契約を証するため、本契約書の正本2通を作成し、甲および乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

2020年1月31日

(甲) 東京都港区西新橋1-6-21
インヴァスト証券株式会社
代表取締役社長 川路 猛

(乙) 東京都中央区銀座三丁目9番7号
岡三オンライン証券株式会社
代表取締役社長 篠原 達哉

別紙

承継権利義務明細表

本分割により、乙が甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、効力発生日における以下に掲げるものに限る。

- (1) 甲が本事業に関して本件顧客との間で締結している契約における甲の当事者たる地位および当該契約に基づいて既に発生し又は将来発生する一切の権利義務。なお、「本件顧客」とは、本事業に係る取引を行うために甲に対して株価指数証拠金取引口座の設定に関する約諾書を差し入れ、株価指数証拠金取引口座を設定している者をいう。
- (2) 甲が東京金融取引所に対して有する株価指数取引証拠金の返還請求権であって、甲が本事業に関して本件顧客から受領しかつ東京金融取引所に預託した株価指数取引証拠金に係るもの
- (3) 甲が本事業を運営するためにのみ作成した文書又は電磁的記憶装置内のファイル

システム対応費用の負担及び表明保証に関する覚書

インヴァスト証券株式会社（以下「甲」という。）と岡三オンライン証券株式会社（以下「乙」という。）は、2020 年 1 月 31 日付けで締結した「吸収分割契約書」（以下「原契約」という。）に基づく吸収分割（以下「本分割」という。）を行うにあたって、本分割を行う上で甲が株式会社インターネットイニシアティブ（以下「IIJ」という。）に対して支払う移管対応費用の負担、並びに、本分割に伴って乙が甲から承継する全ての口座について、反社会的勢力に該当しないことの確認（以下「反社チェック」という。）を甲が行ったことの表明及び保証に関して、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

なお、本覚書に記載のない事項については、原契約の規定に従うものとし、また、本覚書において別段の定義なく使用された用語については、文脈上別異に解すべき場合を除き、原契約において使用された用語と同一の意義を有するものとする。

第 1 条（本分割に伴い発生する費用の負担及び支払方法）

1. 甲及び乙は、本分割に関連して甲が IIJ に支払う取引所 ASP サービス移行対応費用（以下「本件移行対応費用」という。）のうち 1,000 万円（税込。以下「本件乙負担金」という。）を、乙が負担することを確認する。
2. 甲は、本件移行対応費用の全額を IIJ に対して支払いを完了した後、乙に対してその旨通知し、乙は、甲から当該通知を受領したときは、本件乙負担金の全額を原契約第 6 条に定める効力発生日に、別途甲が指定する銀行口座に振込入金の方法により支払うものとする。なお、振込手数料については、乙の負担とする。

第 2 条（費用の負担に関する特則）

甲は、原契約第 6 条に定める効力発生日までの間に、原契約別紙「承継権利義務明細表」（1）の「本件顧客」、同（2）の預り証拠金残高のいずれか一方または双方が本契約締結日から 3 割以上減少した場合は、甲乙協議の上、本件乙負担金の金額を減額する。

第 3 条（表明及び保証）

甲は、乙に対して、本分割に伴って乙が甲から承継する全ての口座について、日本証券業協会の反社情報照会システム又は甲の反社データベースによる反社チェックを行うことにより、日本証券業協会「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」に規定する義務を履行していることを表明し、かつ、保証する。

本覚書を証するため、本覚書の正本2通を作成し、甲および乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

2020年1月31日

(甲) 東京都港区西新橋1-6-21
インヴァスト証券株式会社
代表取締役社長 川路 猛



(乙) 東京都中央区銀座三丁目9番7号
岡三オンライン証券株式会社
代表取締役社長 篠原 達芳



事業報告

(2019年4月 1日から
2020年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、年度後半を中心に減速の動きが見られました。米中貿易摩擦を発端とした世界経済の減速により、輸出は前年同月比でマイナスが続いたほか、秋の大型台風による被害も生産活動に影響を与えました。また10月以降も、消費税増税による個人消費の鈍化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による観光業や外食産業などを中心とした企業景況感の悪化など、経済の減速感是一段と強まりました。他方、失業率は概ね2%台前半で推移しましたが、消費者物価指数の上昇率はほぼ横ばいでの推移となり、物価上昇の勢いはさらに鈍化しました。

こうした環境のなか日経平均株価は、米中通商協議の動向や先進国の金融政策を意識しながら、秋口にかけて概ね20,000円～22,000円を中心としたレンジで推移しました。10月以降、消費税増税による個人消費の落ち込みが懸念されたものの、米中摩擦の緩和期待から連日史上最高値を更新し続ける米国株式市場の動きなどを好感し、日経平均株価も年末年始にかけて約1年2か月ぶりとなる24,000円台を回復しました。また外国為替市場でも、対ドルでは夏場にかけて円高含みの展開となったものの、夏場以降は米中協議の進展などを受けて緩やかな円安ドル高基調となりました。

しかし、年度末にかけては、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大による混乱が各方面に広がり、金融市場にもリスク回避の動きとして波及しました。為替市場では値幅が急拡大し、不安定な推移となりました。対ドルでは、3月上旬に一時1ドル＝101円近辺まで円が急騰した一方、世界的にリスク回避を目的としたドルの手元流動性を確保する動きが強まると一転、3月下旬には1ドル＝111円台まで円安ドル高が進行しました。

株式市場においても景気や企業業績の悪化懸念が広がり、特に2月後半以降は売り圧力が急速に強まりました。米国では3月にニューヨークダウ平均株価が過去最大の下落幅を記録したほか、日経平均株価も一時、約3年4か月ぶりとなる16,000円台をつけるなど、株式市場は世界的に急落の動きとなりました。ただし、日本を始めとする各国政府と中央銀行が大規模な経済対策と金融緩和策を矢継ぎ早に打ち出し、一定の安心感につながったことから株式市場は値を戻し、日経平均株価は18,917円1銭で年度末の取引を終えました。

このような状況のもと、当社は、マーケティング技術を用いたサービスの提供や10月に開始した取引所FX・CFDの対面サポートコースの訴求などにより、営業収益の拡大に努めました。

この結果、当事業年度の営業収益は2,683,674千円（前年度比7.2%増）、純営業収益は2,391,826千円（前年度比7.1%増）、経常損失は914,212千円（前年度は1,272,384千円の損失）、当期純利益は554,141千円（前年度は276,468千円の損失）となりました。

（2）設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は31,130千円であります。その主な内容は、PC機器リプレイスや制度対応に伴うシステム開発費用などであり、自己資金で賄いました。

（3）資金調達状況

該当する事項はありません。

（4）他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2019年10月5日付で東郷証券株式会社から、取引所FX・CFDに係る対面取引を中心とする事業を譲り受けております。

（5）対処すべき課題

① 収益力強化に向けた取組み

当社は、2019年10月より取引所FX・CFDの「サポートコース」を開始しており、今後、対面取引を収益拡大に向けた柱の1つと捉え、対面営業の増強に向けた体制の拡充を図って参ります。

また、AI等FinTechを活用した新サービスの開発を進めており、顧客ごとに保有株に関するきめ細かな情報提供の仕組みや、手数料や商品ラインナップ以外で独自の強みとなるサービスの提供を検討していきます。

そして、付加価値のある独自サービスにより他のネット証券との明確な差別化を図り、新たなブランドを構築して参ります。

② 内部管理態勢及びサイバーセキュリティ管理態勢の強化

当社は、金融商品取引業者として、法令遵守（コンプライアンス）態勢の一層の強化に努めておりますが、特に、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の管理態勢の強化や対面型「サポートコース」の拡大に伴い、営業活動のモニタリング強化を図って参ります。また、システムリスク管理については、システム監査等を通じたシステム委託先の管理を引き続き行って参ります。

さらに、サイバーセキュリティ管理態勢の強化については、社内規程や組織等の制度の枠組みだけでなく、インシデント発生を前提とした早期発見・被害拡大防止に向けた訓練や人材育成などの運用面での更なる強化を図って参ります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年3月期 (第12期)	2018年3月期 (第13期)	2019年3月期 (第14期)	2020年3月期 (第15期)
営業収益 (千円)	2,644,711	2,590,025	2,503,865	2,683,674
経常損益 (千円)	△1,008,403	△1,472,263	△1,272,384	△914,212
当期純損益 (千円)	△533,563	△865,462	△276,468	554,141
1株当たり 当期純損益 (円)	△1,192.58	△1,746.47	△541.67	1,085.69
総 資 産 (千円)	57,721,801	60,941,638	52,427,843	52,838,563
純 資 産 (千円)	1,495,444	3,629,981	3,353,513	3,907,654
1株当たり 純 資 産 (円)	3,007.23	7,111.99	6,570.33	7,656.02

(注) 1. 1株当たり当期純損益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式数に基づき算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は、株式会社岡三証券グループであり、同社は当社の株式を510,403株(普通株式510,403株、持株比率100%)保有しております。

当社は、金融機関からの借入について、株式会社岡三証券グループによる債務保証を受けております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

ア 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社等のグループ会社との取引につきましては、一般の取引と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引内容及び条件の妥当性等について合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

イ 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、親会社等からの取引については、事前に議論を経た上で、当該取引の実施の可否を決定しており、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

③ 重要な子会社の状況

該当する事項はありません。

(8) 主要な事業内容

① 国内株式取引

東京証券取引所に上場する株式の現物取引、制度信用取引及び一般信用取引について、委託の取次ぎによる方法により、顧客からの受託を行います。

② 指数先物・オプション取引

大阪取引所に上場する先物及びオプション取引について、委託の取次ぎによる方法により、顧客からの受託を行います。

③ 外国株式取引

香港証券取引所に上場する株式の現物取引について、委託の取次ぎによる方法により、顧客からの売り注文の受託を行います。

④ F X取引

東京金融取引所における取引所為替証拠金取引(くりっく365)について、顧客からの受託を行います。

また、顧客との相対取引により店頭外国為替証拠金取引の取扱いを行います。

⑤ C F D取引

東京金融取引所における取引所株価指数証拠金取引(くりっく株365)について、顧客からの受託を行います。

また、取次受託業者として、取次者からの受託を行います。

⑥ 投資信託取引

追加型株式投資信託及びMR F (マネー・リザーブ・ファンド) について、募集の取扱いを行います。

(9) 主要な営業所

名 称	所 在 地
本 店	東京都中央区銀座
コールセンター	東京都台東区浅草橋

(10) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	47 名	8 名	46 歳 7 ヶ月	5 年 5 ヶ月
女 性	12 名	4 名	35 歳 5 ヶ月	3 年 0 ヶ月
合 計	59 名	12 名	44 歳 4 ヶ月	4 年11 ヶ月

（注）上記従業員の数には、出向社員・嘱託社員・契約社員を含みます。派遣社員については、含まれておりません。

(11) 主要な借入先（2020年3月31日現在）

（単位：千円）

借 入 先	借入金額
株式会社 みずほ銀行	2,500,000
株式会社 りそな銀行	2,100,000
株式会社 三菱UFJ銀行	1,000,000
株式会社 三井住友銀行	1,000,000
三井住友信託銀行株式会社	1,000,000
株式会社 七十七銀行	100,000
株式会社 山口銀行	100,000
株式会社 中京銀行	100,000
日証金信託銀行株式会社	100,000
計	8,000,000

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 2,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 510,403 株

(3) 株主数 1 名

(4) 株主

株 主 名	持株数	持株比率
株式会社 岡三証券グループ	510,403 株	100 %

(注) 2020年3月末現在、自己株式はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役会長	田 中 充	—	・株式会社岡三証券グループ 取締役兼専務執行役員 ・岡三証券株式会社 代表取締役兼専務執行役員 ・岡三情報システム株式会社 取締役
取締役社長 (代表取締役)	篠 原 達 芳	—	・岡三国際（亜洲）有限公司 取締役
常務取締役	稲 田 弘 文	エクイティ事業部、コール センター部、投資情報部担 当	—
取 締 役	八 木 純 一	経営企画部、業務部、管理部 担当	—
取 締 役	山 田 博 文	コンプライアンス部担当	—
取 締 役	田 中 拓	—	・株式会社岡三証券グループ 経営戦略部長 ・岡三証券株式会社 企画部門担当付参事
取 締 役	秋 元 昇	デリバティブ事業部担当	—
取 締 役	瀬 川 孝 之	I T 推進部担当	—
監 査 役	藤 江 信 哉	—	・株式会社岡三証券グループ 広報IR部参事 ・岡三証券株式会社 企画部門担当付参事

(注) 取締役会長 田中充、常務取締役 稲田弘文、取締役 田中拓、監査役 藤江信哉が辞任し、2020年4月1日付で監査役 森利勝が就任しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額	摘 要
取 締 役	6名	33,405 千円	
監 査 役	一名	－ 千円	

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 無報酬の取締役2名及び監査役1名がおります。
3. 2006年6月21日開催の定時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額60,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬限度額は、年額36,000千円以内と決議されております。

(3) 社外役員に関する事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 会計監査人に関するその他の事項

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。

内 部 統 制 基 本 方 針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備する。

I. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、当社の役員及び使用人が、常に法令遵守を旨とし、社会の構成員としての企業人或いは社会人として求められる倫理観及び価値観に基づき誠実に行動すべきことを認識し、社会規範、倫理、慣行並びに法令諸規則の厳守し、また、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては一切の関係を持たず、毅然とした姿勢で組織的に対応することにより公正且つ適切な経営の実現と市民社会の調和を図ることを理念とする。

2. 当社の役員は、この実践のため当社の倫理コード及び企業理念、社内規程その他の規範に従い、企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行う。
3. 内部管理統括責任者をコンプライアンスの責任者に任命し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

Ⅱ. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため倫理コード、企業理念、従業員服務規程その他の社内規程の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。
2. 当社の役員及び使用人は、社内における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、内部管理統括責任者に報告するものとする。内部管理統括責任者は、当該報告された事実についての調査を指揮・監督し、社長と協議の上、必要と認める場合、適切な対策を決定する。
3. コンプライアンス部には各部署に対するコンプライアンス指導権限を与える。
4. 当社における法令遵守上疑義のある行為等について、使用人が直接通報を行う手段を確保するものとし、社長への直接通報によるコンプライアンス・ラインを設置、運営する。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保する。
5. 重要な通報については、その内容と会社の対処状況及び結果につき、適切に当社の役員及び使用人に開示し、周知徹底する。
6. 当社は、内部監査の独立性を保障するものとし、内部監査を担当する部署としてコンプライアンス部に内部監査グループを設置する。内部監査グループは、内部監査規程に基づき各部署の業務プロセス等業務執行状況について内部監査を行い、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。

Ⅲ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報を、文書取扱規程その他の社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存し且つ管理する。
2. 経営企画部長は、上記 1. に定める文書その他の情報の保存及び管理について指導を行う。
3. 上記 1. に定める文書は、それぞれの保管期限を定めるものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。このため取締役会は、文書取扱規程を整備する。

Ⅳ. 当社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

1. 取締役会は、当社の企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあ

らゆるリスク（不確実性）に対処すべく、以下のリスク管理体制の実践的運用を行う。

2. 取締役会は、主として業務運営リスクを対象とし、リスク管理規程等を整備する。
3. 内部管理統括責任者及び経営企画部は、当社のリスク管理体制の整備、問題点の把握及び危機発生時の対応に努める。
4. 当社は、上記の他、以下のリスクにおける事業の継続を確保するための態勢の整備及び問題点の把握に努める。
 - ① 地震、洪水、事故、火災等の災害により重大な損失を被るリスク
 - ② 役員・使用人の不適正な業務執行により重大な損失を被るリスク
 - ③ 基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な被害を被るリスク
 - ④ その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

V. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会は、原則として月 1 回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行う。
2. 取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役の職務分掌に基づき、代表取締役及び各業務担当取締役に業務の執行を行わせる。

VI. 当社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、株式会社岡三証券グループの内部監査担当部署による定期監査を受入れるとともに、同社のグループ管理担当役員と定期的に情報交換を行う。また、同社が定期的に主催するグループ全体会議、グループ経営戦略会議、グループ経営管理会議に参加し、岡三証券グループ（株式会社岡三証券グループの有価証券報告書等に記載されている連結対象会社等を指します。）におけるコンプライアンス及び効率性の観点からの課題を把握する。

VII. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

1. 監査役の職務を補助すべき使用人として、必要に応じて監査役付を置く。監査役付は、計数的な知見を十分に有する使用人とし、当該職務に従事する間、専任とする。
2. 監査役付は、監査役の指示に従いその職務を行う。

VIII. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 前号の監査役付の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得る。
2. 監査役付の人事考課については、監査役が行うものとする。

3. 監査役付は、業務の執行に係る役職は兼務せず、監査役の指揮命令に従う。

IX. 当社の監査役への報告に関する体制

1. 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において必要に応じてその担当する業務の執行状況の報告を行う。
2. 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対し報告を行う。
 - ① 会社の信用を大きく低下させたもの又はその恐れのあるもの
 - ② 会社の業績に大きく影響を与えたもの又はその恐れのあるもの
 - ③ 社内規程その他の規範への違反で重大なもの
 - ④ その他上記①～③に準じる事項
3. 取締役及び使用人は、監査役が当社事業の報告を求めた場合、又は監査役が当社の業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速且つ的確に対応する。
4. 監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

X. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席又は会議録等を閲覧し、必要に応じて取締役会又は使用人にその説明を求める。
2. 監査役は、各取締役及び重要な使用人から個別ヒアリングの機会を少なくとも年1回以上設けるとともに、社長、監査法人との間でそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
3. 監査役は、株式会社岡三証券グループの主催するグループ監査役会に出席し、監査に関する情報交換、勉強会等を通じて監査レベルの向上を図る。
4. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

以上

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

- ① 取締役会を22回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適正性及び業務執行の妥当性の観点から審議いたしました。

② 監査役は、重要な社内会議へ出席し、業務及び財産の状況、取締役の職務執行状況、法令・定款等への遵守等について監査いたしました。

③ 当社は、インターネット専門証券会社としての特性に鑑み、システムリスク管理の向上を図るための会合を隔週開催し（原則）、システム障害管理や情報セキュリティの対応策等について協議いたしました。

④ 内部統制基本方針、倫理コードなどの基本方針、社内規程及びガイドラインについては、イントラネットに掲載し、全役職員が常時閲覧可能な状態となっております。さらに、年2回の全役職員を対象としたコンプライアンス研修を通じて、コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図りました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

以 上

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	52,502,735	流 動 負 債	48,582,160
現 金 ・ 預 金	6,260,694	信 用 取 引 負 債	12,612,429
預 託 金	27,602,220	信 用 取 引 借 入 金	6,916,110
顧 客 分 別 金 信 託	25,600,000	信用取引貸証券受入金	5,696,318
そ の 他 の 預 託 金	2,002,220	有 価 証 券 担 保 借 入 金	181,697
約 定 見 返 勘 定	29,736	有 価 証 券 貸 借 取 引 受 入 金	181,697
信 用 取 引 資 産	15,579,076	預 り 金	4,114,782
信 用 取 引 貸 付 金	9,882,758	受 入 保 証 金	23,163,698
信用取引借証券担保金	5,696,318	有 価 証 券 等 受 入 未 了 勘 定	5,512
立 替 金	4,639	短 期 借 入 金	8,000,000
短 期 差 入 保 証 金	1,906,969	前 受 金	70,275
前 払 金	361	未 払 金	1,453
前 払 費 用	31,321	未 払 費 用	420,922
未 収 入 金	851,217	未 払 法 人 税 等	11,388
未 収 収 益	236,497		
固 定 資 産	335,828	固 定 負 債	4,349
投 資 そ の 他 の 資 産	335,828	資 産 除 去 債 務	4,349
長 期 差 入 保 証 金	77,003		
繰 延 税 金 資 産	200,624	特 別 法 上 の 準 備 金	344,398
長 期 立 替 金	711,959	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	344,398
貸 倒 引 当 金	△653,759	負 債 合 計	48,930,908
		(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	3,907,654
		資 本 金	2,500,000
		資 本 剰 余 金	853,513
		資 本 準 備 金	824,505
		そ の 他 資 本 剰 余 金	29,007
		利 益 剰 余 金	554,141
		そ の 他 利 益 剰 余 金	554,141
		繰 越 利 益 剰 余 金	554,141
		純 資 産 合 計	3,907,654
資 産 合 計	52,838,563	負 債 ・ 純 資 産 合 計	52,838,563

損 益 計 算 書

〔 2019年4月 1日から
2020年3月31日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		2,683,674
受 入 手 数 料	2,015,772	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	6	
金 融 収 益	667,895	
金 融 費 用		291,848
純 営 業 収 益		2,391,826
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		3,306,270
取 引 関 係 費	961,802	
人 件 費	341,193	
不 動 産 関 係 費	101,394	
事 務 費	1,564,573	
減 価 償 却 費	6,135	
租 税 公 課	31,017	
そ の 他	300,153	
営 業 損 失		914,444
営 業 外 収 益		254
営 業 外 費 用		22
経 常 損 失		914,212
特 別 利 益		1,127,746
金融商品取引責任準備金戻入	9,479	
受 贈 益	1,118,266	
特 別 損 失		55,254
減 損 損 失	55,254	
税 引 前 当 期 純 利 益		158,279
法人税、住民税及び事業税		△526,671
法 人 税 等 調 整 額		130,809
当 期 純 利 益		554,141

株主資本等変動計算書

〔 2019年4月 1日から
2020年3月31日まで 〕

(単位：千円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	2,500,000	1,100,974	29,007	△276,468	3,353,513
当期変動額					
当期純利益				554,141	554,141
欠損填補		△276,468		276,468	-
株式資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	△276,468	-	830,609	554,141
当期末残高	2,500,000	824,505	29,007	554,141	3,907,654

項目	純資産合計
当期首残高	3,353,513
当期変動額	
当期純利益	554,141
欠損填補	-
株式資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-
当期変動額合計	554,141
当期末残高	3,907,654

個 別 注 記 表

当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）並びに同規則第146条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

なお、記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりです。

器具及び備品 3～5 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 金融商品取引責任準備金

有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、金融商品取引法の規定に基づき計上しております。

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保等として差入れた有価証券の時価額

(1) 信用取引貸証券	5,486,779 千円
(2) 信用取引借入金の本担保証券	6,164,014 千円
(3) 消費貸借契約により貸付けた有価証券	176,056 千円
(4) 差入保証金代用有価証券	12,952,144 千円

上記は、岡三証券株式会社より借り入れた有価証券（2,005,800千円）を含んでおります。

2. 担保等として差入れを受けた有価証券の時価額

(1) 信用取引貸付金の本担保証券	8,682,105 千円
(2) 信用取引借証券	5,486,779 千円
(3) 消費貸借契約により借入れた有価証券	216,290 千円
(4) 受入保証金代用有価証券	26,618,069 千円

（再担保に供する旨の同意を得たものに限る）

3. 有形固定資産にかかる減価償却累計額 1,339 千円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	714,965 千円
短期金銭債務	520 千円

5. 特別法上の準備金の計上を規定する法令の条項

金融商品取引責任準備金	金融商品取引法第46条の5 第1項
-------------	-------------------

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高

営業取引	
営業費用	△472,494 千円
営業取引以外の取引	
特別利益	1,118,266 千円

2. 減損損失の内容

当社は、当事業年度において、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都中央区	本社	器具及び備品、ソフトウェア等

継続的な営業損失の計上により減損の兆候が認められたことから、将来の回収可能性を検討した結果、資産の帳簿価額を全額減額し、当該減少価額を減損損失として55,254千円を特別損失に計上しております。減損損失の内訳は器具及び備品11,166千円、ソフトウェア9,031千円、ソフトウェア仮勘定550千円、その他無形固定資産32,746千円、長期前払費用1,759千円であります。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式数	510,403株
-------	----------

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,704,412 千円
貸倒引当金繰入否認	199,396 千円
金融商品取引責任準備金	105,041 千円
減価償却費損金算入限度額超過額	55,935 千円
その他	23,597 千円
繰延税金資産小計	2,088,384 千円
評価性引当額	△ 1,887,759 千円
繰延税金資産合計	200,624 千円
繰延税金資産の純額	200,624 千円

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、金融商品取引業を営んでおり、顧客に対する信用取引貸付金等の信用取引資産、顧客から預った金銭等の分別管理を目的とした顧客分別金信託などの預託金といった金融資産を有しております。一方、事業に必要な資金の調達に伴い、借入金などの金融負債を有しております。

当社ではこれらの金融資産、金融負債に関わるマーケットリスク、取引先リスク、流動性リスク並びに金利変動リスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠及び資金繰り状況等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	6,260,694	6,260,694	—
(2) 預託金	27,602,220	27,602,220	—
(3) 約定見返勘定	29,736	29,736	—
(4) 信用取引資産	15,579,076	15,579,076	—
(5) 短期差入保証金	1,906,969	1,906,969	—
資産計	51,378,697	51,378,697	—
(6) 信用取引負債	12,612,429	12,612,429	—
(7) 有価証券担保借入金	181,697	181,697	—
(8) 預り金	4,114,782	4,114,782	—
(9) 受入保証金	23,163,698	23,163,698	—
(10) 短期借入金	8,000,000	8,000,000	—
負債計	48,072,608	48,072,608	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)預託金、(3)約定見返勘定、(4)信用取引資産、(5)短期差入保証金、(6)信用取引負債、(7)有価証券担保借入金、(8)預り金、(9)受入保証金、(10)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

１．親会社との取引

(単位：千円)

属性	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社 岡三証券 グループ	被所有 直接100%	役員の兼任 資金の借入保証 広告費負担金受入 システム利用料 支援金受入	金融機関からの借入に係る 債務被保証(注1)	8,000,000	—	—
				金融機関からの借入に係る 債務被保証料(注1)	4,419	未払費用	520
				広告宣伝費負担金受入額	476,926	未収入金	85,439
				システム利用料支援金受入額	1,118,266	未収入金	98,600

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の金融機関からの借入に対する株式会社岡三証券グループによる債務保証であり、保証料については、通常行われている料率によっております。

２．兄弟会社との取引

(単位：千円)

属性	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	岡三証券 株式会社	—	役員の兼任 保証金等の差入 有価証券の差入 有価証券等取引 の委託の取次ぎ 投資情報の購入 出向者の受入	信用取引に係る 保証金の差入(注1)	99,824	短期差入保証金	80,000
				信用取引に係る 株式の売付代金の差入(注1)	6,920,508	信用取引 借証券担保金	5,696,318
				信用取引に係る 品貸料の受取(注2)	47,282	未収収益	1,813
				信用取引に係る株式の 買付代金の借入(注1,3)	4,859,952	信用取引借入金	4,980,875
				信用取引に係る 利息、品借料の支払(注2,3)	198,882	未払費用	15,161
				有価証券の借入(無担保) (注4)	2,005,800	—	—
親会社 の 子会社	岡三情報 システム 株式会社	—	システムの利用 出向者の受入	システム利用料等の支払(注5)	1,321,193	未払費用	127,613

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引が反復的に行われており、その発生総額の把握が困難であるため、取引金額欄には期中平均残高を記載しております。

(注2) 品借料及び品貸料については、有価証券の貸借取引市場の料率などを参考に決定しております。

(注3) 信用取引借入金については、市場金利をもとに利率を決定しております。

(注4) 取引金額には借入有価証券の時価を記載しております。

(注5) 一般的取引条件と同様に決定しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

１．1株当たり純資産額 7,656円 02銭

２．1株当たり当期純利益 1,085円 69銭

〔企業結合に関する注記〕

取得による企業結合

当社は、2019年9月6日開催の取締役会において、以下の事業を譲り受けることを決議し、東郷証券株式会社と締結した事業譲渡契約に基づき、2019年10月5日付で当該事業を取得しました。

1. 企業結合の概要

① 譲り受けた相手会社の名称及びその事業内容

相手企業の名称	東郷証券株式会社
取得する事業の内容	取引所為替証拠金取引（取引所 F X）・取引所株価指数証拠金取引（取引所 C F D）に係る対面取引を中心とした事業

② 企業結合を行った主な理由

当社における F X 取引及び C F D 取引に係る事業の更なる強化のため、当該事業の譲り受けることと致しました。当該事業の譲受けにより、取引所における当社のプレゼンスの向上が期待でき、一層の収益拡大を目指してまいります。

③ 企業結合日

2019年10月5日

④ 企業結合の法的形式

事業譲受

2. 計算書類に含まれている取得した事業の業績の期間

2019 年 10 月 6 日～2020 年 3 月 31 日

3. 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	36,385 千円
取得原価		36,385 千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

36,385 千円

② 発生原因

主として今後の事業展開により期待される超過収益力から発生したものであります。

③ 償却方法及び償却期間

当事業年度において全額を減損損失として計上しております。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

譲り受けた資産及び負債はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

岡三オンライン証券株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 榎倉 昭夫 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 猿渡 裕子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岡三オンライン証券株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査報告書

私 監査役は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役、内部監査部門、親会社の監査役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

岡三オンライン証券株式会社

監査役 森 利 勝

Ⓔ